

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年7月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 26 号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第4項中「平成21年8月1日」を「平成22年8月1日」に，「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)